

特別指定希少野生動植物の指定について

1 指定対象種

(1) 指定対象種名 アカハネバッタ *Celes akitanus*

(2) 種の特徴

体長は雌 35mm。雄 30mm。体色は暗褐色で前翅や後肢には黒褐色の紋がある。後翅の基半部が赤く、名前の由来となっている。

ずんぐりした形で動作はやや緩慢。オスは約 10m 飛ぶが、メスは 2 m 程しか飛べない。

背丈の低い草原や林縁に生息。



写真：那須野雅好氏・中田信好氏

2 発見及び過去の生息記録

(1) 発見 2013 年、2014 年に県内で成虫が確認された。

(2) 過去の分布・記録

県内：菅平、軽井沢、高ボッチ、安曇野、長野市(信更村)に生息記録。

県内では 1964 年 8 月に山ノ内町で確認された記録を最後に、過去 50 年間の記録がなく、2004 年県版レッドリストでは絶滅種として掲載。

全国：1986 年の新潟県での確認記録以降、国内での確認記録はない。

過去の確実な生息情報がある山形県等でもここ 30 年ほど記録はなく、2012 年の第 4 次レッドリストでは絶滅危惧 IA 類として掲載された。

(3) 絶滅の要因

- ・里山や草原などにおいて草刈り等の管理が行われなくなったこと

(4) 現在の生息地

- ・本種の保全を優先するため、保全体制が確立されるまでの間は生息地を非公開とする。

3 指定区分等

(1) 予定している指定区分

特別指定希少野生動植物（長野県希少野生動植物保護条例第 8 条）

【参考】指定区分の考え方と捕獲規制

指定区分	指定の考え方	捕獲規制
指定希少野生動植物	希少な野生動植物のうち、存続に支障を来す事情があり、保護の必要があるもの	届出必要
特別指定希少野生動植物	上記の指定希少野生動植物のうち、生息や分布状況が限定され、特に緊急に保護を図る必要があるもの	原則禁止 〔学術研究は許可必要〕

(2) 指定理由

- ① 国内で絶滅危惧とされていたアカハネバッタが県内で約 50 年ぶりに確認されたため、長野県版レッドリスト(2015)で、絶滅の危機に瀕している「絶滅危惧 I 類」に位置付けた。
- ② 本種は捕獲するために海外へ渡航する愛好家がいるほど人気の高い種であり、国内でも 30 年ぶりの発見になり、高い捕獲圧の発生が想定されることから、同条例に基づく特別指定希少野生動植物に指定し、特に緊急に捕獲規制を行う必要がある。
- ③ 現状の分布・生息状況は不明であり、学術研究により一定の生息数が確認されるまでは捕獲行為をコントロールするために、捕獲規制は当面原則禁止とする必要がある。

(3) 指定効果

- ・ 生息実態が不明なアカハネバツタの捕獲を禁止し、捕獲圧から保護を図る。
- ・ 県民等に対して信州の自然の豊かさや自然環境のポテンシャルを具体的にアピールできる。

4 指定手続き

- ・ 今年の発生期（6月）から捕獲規制となるよう指定の手続きを進める。

5 保全に関する今後の対応

- ・ 環境省において「種の保存法」の国内希少野生動植物種指定を検討中。
- ・ 長野県希少野生動植物保護監視員等による発生期間中の集中監視。
- ・ アカハネバツタの保全に必要な対策等については、今後関係者等と具体的に検討。

6 指定に関する検討経過及び今後の予定

開催日等	内 容	備 考
3月25日	長野県環境審議会（諮問）	
4月24日～ 5月8日	ホームページ等で県民意見を募集 （パブリックコメント、2週間）	意見を郵送、FAX、メールで募集
4月27日～ 5月7日	専門委員会の委員意見を集約	指定の適否、意見を文書で集約
5月9日	専門委員会の最終意見取りまとめ	委員長と事務局により対応
5月26日	長野県環境審議会 答申（予定）	
5月27日～ 6月10日	公告縦覧（2週間）	
6月中旬	指定告示	特別指定希少野生動植物 指定予定

- ・ 公告縦覧で異議の意見が提出された場合は公聴会を開催。
- ・ 公聴会を開催した場合は手続きが増えるため、指定告示が1ヶ月ほど遅れる見込み。

7 指定に関するご意見

○環境審議会 平成27年3月25日（水）開催 指定の諮問

- ご意見概要
- ①指定等における秘匿情報の徹底管理
 - ②生息地の詳細調査と生息環境の管理
 - ③保全活動団体に対する支援対策

ご意見	対応等
<p>・現在の生息状況を踏まえ、生息地等の秘匿すべき情報の取り扱いに留意されたい。 【小川委員】</p>	<p>・保全対策が担保されるまでは、生息地等の情報は秘匿扱いとすることとした。</p>
<p>・生息地の環境をどう保全するかがポイントとなるので、詳細に調査し、生息環境を管理されたい。 【林委員】</p>	<p>・今後において生態に配慮した保護管理対策を検討してまいりたい。</p>
<p>・地域で保全活動に取り組む団体に対して、県からの支援をお願いしたい。 【小田切委員】</p>	<p>・条例等の規制に合わせ、保全活動における企業等の支援を引き込みながら保全活動の輪が広がるよう取り組んでまいりたい。</p>

○パブリックコメント 平成27年4月24日（金）～平成27年5月8日（金）

2件（2名）のご意見

ご意見概要

- ・指定については賛成
- ・指定後は県、地元自治体との協働や予算措置が必要
- ・今後の調査を考慮すると「地域個体群指定」が望ましい

ご意見	対応等
<p>①希少種の採集や販売などの恐れがあるため、指定による保護を図るべき。 今後においては地元自治体や県との協働が必要であり、予算措置も必要。</p>	<p>・自治体はもちろんのこと、保全活動における企業等の支援を引き込みながら保全活動の輪が広がるよう取り組むこととしている。</p>
<p>②指定は賛成。 今後、類似した生息環境で調査を進める際、県下一円で捕獲規制がかかっていると調査が進展しにくいので、指定は地域個体群指定が望ましい。</p>	<p>・保全対策が担保されるまでは、生息地等の情報を秘匿する必要があることから、生息地が推定されにくい県下一円を区域とする指定としている。</p> <p>・現時点でアカハネバツタの県下の生息情報等は皆無であるため、当面は県下一円の指定としている。</p>

○専門委員会 平成27年4月27日～5月7日 専門委員の意見提出（文書回答）
平成27年5月9日（土） 専門委員会の最終意見取りまとめ

<p>委員会意見 中村委員長</p>	<p>各専門委員からの文書回答の結果は、絶滅種の発見で関心も高く、高い捕獲圧が想定されるので、緊急に捕獲規制を行う必要があります。 特別指定希少野生動植物の指定は適当であるとの意見で一致した。 さらに本委員会としては、指定だけでなく、本種の生態の解明と保全・保護対策を講じる必要があるとの意見を付け加える。</p>
------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

委員	指定 適否	指定に関するご意見
土田 委員	適当	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
元島 委員		<ul style="list-style-type: none"> ・県内外で長年生息記録がなかった希少昆虫であり、捕獲圧など極めて危険な状況にあると考えられる。 ・対策は別途検討するにしても当面は現状維持のために指定は妥当。
市川 委員		<ul style="list-style-type: none"> ・高い捕獲圧が想定されるので、指定による衆人環視や罰則適用の道を開くことは妥当。 ・今後の保全においては保護の視点のみでなく、地域づくり等の社会的アプローチも交えた活動展開が必要。
吉田 委員		<ul style="list-style-type: none"> ・アカハネバッタの生態解明と早急な保護対策が必要。
藤山 委員		<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅種の発見で県民の関心も上昇。今後の保全対策は注目される。 ・指定により一層目立つ存在になるので、より万全な対策が必要。 ・生態は不明なので生態学的視点を取り入れた対策が必要。
福江 委員		<ul style="list-style-type: none"> ・今後の対応として種の現状把握と生態研究を進める必要がある。 ・環境保全研究所や大学等の研究機関の役割が重要。
藤田 委員		<ul style="list-style-type: none"> ・発生期前の迅速な手続きを是非進めてほしい。 ・指定により絶滅の危機からの回避事例にしてほしい。 ・多くの人が注目する種なので、条例（指定）が機能すればレッドリストの調査や保護条例の重要性をアピールできる良い機会となる。
開藤 委員		<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
栗山 委員		<ul style="list-style-type: none"> ・高い捕獲圧が想定されるので、監視員や地元自治体、集落組織の協力による監視体制の強化等を図る必要がある。

希少野生動植物を みんなでももろう！！

指定希少野生動植物 及び 特別指定希少野生動植物

長野県希少野生動植物保護条例では、希少野生動植物を保護することが私達県民全員の責務であると規定しています。

これは、県民参加による希少野生動植物の保護回復が図られることを期待しているものです。

しかし、その一方で、一部の人達の盗掘や踏み荒らしによる個体数の減少、開発行為等による生息・生育地等の消失などにより、その存続が危ぶまれている種もあります。

この条例では次に示した2段階の指定を行い、より実効性の高い保護施策に取り組んでいます。

指定希少 野生動植物

及び

特別指定希少 野生動植物

とは？

指定希少野生動植物 72種類

希少野生動植物の中から、指定します。

指定された野生動植物は、**捕獲、採取、殺傷又は損傷**をしようとする場合、あらかじめ知事に**届出が必要**となります。

うち 特別指定希少野生動植物 19種類

指定希少野生動植物の中から指定します。

指定された野生動植物は、**捕獲、採取、殺傷又は損傷は原則として禁止**されます。

また、**譲渡しの事業(販売等)**を行おうとする場合は、あらかじめ知事に**届出が必要**となります。



～ 問い合わせ先 ～

長野県 環境部 自然保護課 自然保護係

TEL 026-235-7178 FAX 026-235-7498

E-mail shizenhogo@pref.nagano.lg.jp

本条例による制限のほか、種の保存法や、文化財保護条例等による規制がありますのでご注意ください。

維管束植物（平成15年度指定）

平成16年（2004年）2月19日指定

指定希少野生動植物 52種

センジョウデンダ、トヨグチウラボシ、カザグルマ、オキナグサ、シラネアオイ、エンビセンノウ、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク、サクラソウ、コイワザクラ、クモイコザクラ、シラヒゲソウ、タヌキマメ、ハナノキ、ルリソウ、ツクヌキソウ、ツツザキヤマジノギク、ヤマタバコ、ホソバノシバナ、ヒメカイウ、ウラシマソウ、シライトソウ、ミカワバイケイソウ、ササユリ、ヤマユリ、ハナゼキショウ、ヒメシャガ、コアツモリソウ、キバナノアツモリソウ、サギソウ、ミズチドリ、トキソウ、ヤクシマヒメアリドオシラン、サワラン、キリガミネアサヒラン、カヤラン、モミラン、ユウシュンラン
（小計 38種）

うち 特別指定希少野生動植物 14種

ヤシャイノデ



ウロコノキシノブ



ツクモグサ



トガクシソウ



タデスマレ



シナノコザクラ



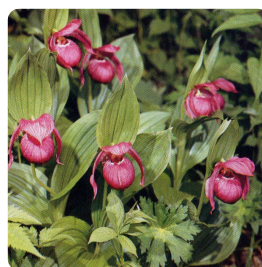
コマウスユキソウ



アツモリソウ



ホテиаツモリ



クマガイソウ



イワチドリ



キンラン



ヒメホテイラン



ホテイラン



脊椎動物（平成16年度指定）

平成17年(2005年)3月22日指定

指定希少野生動植物 9種

クビワコウモリ(ほ乳類)



撮影/橋本肇 氏

ヤイロチョウ(鳥類)



撮影/植松永至 氏

クマタカ(鳥類)



標本提供/信州大学

ライチョウ(鳥類)



撮影/中村浩志 氏

ハクバサンショウウオ(両生類) アカイサンショウウオ(両生類)



撮影/長沢武 氏



撮影/澤島拓夫 氏

シナイモツゴ(魚類)



撮影/上原武則 氏

うち 特別指定希少野生動植物 2種

イヌワシ(鳥類)



撮影/片山磯雄 氏

ブッポウソウ(鳥類)



撮影/中村浩志 氏

本条例による制限のほか、種の保存法や、文化財保護条例等による規制がありますのでご注意ください。

無脊椎動物（平成17・22年度指定）

指定希少野生動植物（4種、5亜種及び2地域個体群）

○種指定

オオルリシジミ



平成18年(2006年)3月30日指定

タカネキマダラセセリ
(南アルプス亜種)



平成18年(2006年)3月30日指定

クモマツマキチョウ
(南アルプス八ヶ岳連峰亜種)



平成18年(2006年)3月30日指定

ミヤマモンキチョウ
(浅間連山亜種)



平成18年(2006年)3月30日指定

タカネキマダラセセリ
(北アルプス亜種)



平成18年(2006年)3月30日指定

オオイチモンジ



平成18年(2006年)3月30日指定

○地域個体群指定

チャマダラセセリ
(木曽町開田高原個体群)



平成18年(2006年)3月30日指定

ヒメヒカゲ
(岡谷市・塩尻市個体群)

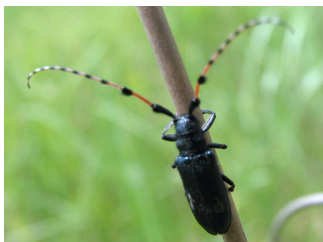


平成18年(2006年)3月30日指定

うち特別指定希少野生動植物（2種及び1亜種）

○種指定

フサヒゲルリカミキリ



平成22年(2010年)4月30日指定

ミヤマシロチョウ



平成18年(2006年)3月30日指定

タカネヒカゲ
(八ヶ岳亜種)



平成18年(2006年)3月30日指定

注：地域個体群とは一つの種のうち、地域的に孤立した集まりのことをいいます。

写真提供：有本実 田下昌志 川上美保子 須賀文
本条例による制限のほか、種の保存法や、文化財保護条例等による規制がありますのでご注意ください。